

各地方整備局道路部長  
北海道開発局建設部長  
沖縄総合事務局開発建設部長  
独立行政法人  
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

あて

国土交通省道路局路政課長

都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可  
の取扱いについて

都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号。以下「改正法」という。）が平成23年4月27日に公布され、また、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号。以下「整備政令」という。）が平成23年10月19日に公布され、道路関係規定については平成23年10月20日から施行されることとなった。

改正法による改正後の都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生特措法」という。）においては、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用の許可に当たっては、道路法第33条第1項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が創設されるとともに、特定都市道路（都市再生特措法第36条の3第1項に規定する特定都市道路をいう。以下同じ。）については、特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。）の認可を受ければ建築物を設けることが可能となった。

これらのうち、都市再生特措法第62条等に規定する道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の運用については別紙1「都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、整備政令による改正後の都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号。以下「特措法施行令」という。）第14条に列挙された工作物、物件又は施設（以下「都市再生工作物等」という。）ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙2「占用特例を適用する場合の占用許可基準等について」のとおりとする。

また、特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路の占用の許可に係る運用及び許可基準については別紙3「特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について」のとおりとする。

都市再生特措法に係る占用の許可に当たっては、別紙1から別紙3の事項に十分留意し、

その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあつては都市再生工作物等が占用されることにより生ずる都市の再生に資する効果及び道路通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考えると、都市再生工作物等が道路区域に設置されることが望ましいといえる場合があることから、厳格な手続を定めた上で無余地性の基準を除外したものであることから、占用特例の対象とならない場合の占用については、無余地性の基準、道路構造又は道路交通への支障等を十分に検討し、従前のおり適切に対応されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、都市再生特措法第46条第10項の規定に基く道路管理者に対する都市再生整備計画の記載に係る協議又は同法第36条の2第2項の規定に基づく道路管理者に対する重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めようとする旨の協議があつた場合には、平成24年3月31日までの間、本省道路局路政課へ報告願いたい。

## 都市再生特別措置法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

### 1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

(1) 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村は、都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて都市再生整備計画に記載することができることとされている。（都市再生特措法第46条第10項）

市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県公安委員会に協議して同意を得なければならないことから、道路管理者は市町村からの協議に対応することとなる。（都市再生特措法第46条第11項）

(2) 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）

市町村が道路占用に係る記載を含む都市再生整備計画を策定した場合、道路管理者は当該都市再生整備計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

(3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要領の策定を行うものとする。

(4) 提案の募集及び選定委員会による選定

上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。

(5) 道路占用許可手続（道路法第32条）

選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。

(6) 占用の終了及び現状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用を廃止した場合においては、占用主体は道路を原状に回復しなければならない。

### 2 都市再生整備計画の記載に係る協議（都市再生特措法第46条第10項及び第11項）

市町村から占用特例に係る記載の協議があった場合には、特例道路占用区域を指定して無余地性の基準を除外して占用許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占用許可を行い得るか否かを考慮して同意の判断をすること。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置方策が物件ごとに記載され、当該措置が道路交通環境の維持及び向上に十分なものであることを確認すること。

協議の同意を行うに際しては、市町村との間で次の点について確認しておくこと。

- (1) 占用特例を適用して許可した占用に関し、都市再生整備計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には当該計画を策定した市町村が主体的に対応すること。
- (2) 道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があること。

### 3 特例道路占用区域の指定（都市再生特措法第62条第1項から第3項）

#### (1) 特例道路占用区域の検討

占用特例を適用して設置しようとする物件を道路区域に設置する際の許可基準に適合する区域とすること。

#### (2) 市町村からの意見聴取

市町村からの意見聴取は、道路管理者が指定しようとする区域が都市再生整備計画の趣旨に適合したものかどうかについて意見を聴くものであり、最終的には道路管理者が責任をもって決定すること。

#### (3) 警察署長への協議

道路区域内に物件を置く場合には、道路交通法第77条第1項に規定する道路使用の許可を道路占用許可とは別に受けなければならないことを踏まえ、具体的な区域の指定に当たっては、当該地域を管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。

#### (4) 特例道路占用区域を指定する際の指定の区域及び施設等の種類の公示

道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、①都市再生特措法第62条第1号に規定する道路の区域を指定する旨、②特例道路占用区域（図面）、③当該特例道路占用区域に設けることのできる都市再生工作物等の種類について事務所への備付けに加え、ホームページへの掲載その他の方法により公示すること。

### 4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等で構成する委員会を設置し、提案募集要領（占用主体の選定基準及び都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いの方針を含む。）の案の検討を求め、検討結果を踏まえて道路管理者が提案募集要領を策定すること。都市再生整備計画を策定する際に設置される市町村都市再生整備協議会等の既存組織を活用することは差し支えないが、構成員に配慮すること。

なお、地方公共団体からのヒアリング等の結果、特例道路占用区域への占用希望者が一者しか想定されない場合又は特例道路占用区域で特定の者が占用を行うことについて十分な理由がある場合には、選定委員会の設置、提案募集要領の策定及び次の記5の手続を省略しても差し支えない。

### 5 提案の募集及び選定委員会による審議

提案募集の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。

提案募集に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した

上で選定委員会に審議を求めること。

- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
- (2) 道路占用の許可基準に反するもの、道路の構造、交通に著しく支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
- (3) 道路管理者が提案主体に確認を行った結果、実現意思又は実現可能性に欠けると判断されるもの

## 6 道路占用許可手続（道路法第32条及び都市再生特措法第62条第5項）

選定委員会の審議の結果を踏まえ、占用許可手続を行うこと。申請者から占用許可申請書を受ける際には、必ず、申請書に都市再生特措法第46条第10項の措置を記載した書面を求め、記載されている措置内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた内容であることを確認することとし、当該確認ができない場合には、許可を行わないこと。

なお、占用許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すること。

- (1) 占用主体より申請時に添付された都市再生特措法第46条第10項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 都市再生整備計画の変更又は廃止若しくは、占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いを明確にすること。

## 7 道路占用の終了及び現状回復（道路法第40条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占用が廃止された場合であって、引き続き占用特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記4から6の手続を行うこと。この場合において、それまでの占用主体とは異なる者が占有することとなった場合、従来の占用主体に対し現状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

## 占用特例を適用する際の占用許可基準等について

### 第一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

#### 1 方針

広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下、「景観形成広告塔等」という。）を占用特例の対象とすることとしたのは、景観形成広告塔等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、景観形成広告塔等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」第4(2)及び(3)イ（高架構造（横断歩道橋を含む。）に限る）、第5、第6(2)後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 景観形成広告塔等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

#### 2 占用の場所

景観形成広告塔等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（特措法施行令第18条第1号）

景観形成広告塔等は、植樹帯、地下歩道の壁面、上空通路の内壁等に設置されることを想定しているところであり、景観形成広告塔等の地面に接する部分は車道以外の道路の部分にあることとする。車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に景観形成広告塔等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令第10条第1号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、

接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第10条第1号ロ）

景観形成広告塔等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

### 3 構造

景観形成広告塔等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

景観形成広告塔等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、景観形成広告塔等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであるとともに、音声を用いたものではないこと。

- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

景観形成広告塔等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (3) 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。（特措法施行令第18条第2号）

景観形成広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

- (4) 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

- (5) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

### 4 占用主体

景観形成広告塔等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び広告塔等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

### 5 占用の許可の条件

景観形成広告塔等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 景観形成広告塔等又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように

定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(2) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

## 第二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

### 1 方針

食事施設等（道路法施行令第11条の7第1項に規定する食事施設等をいう。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利発第20号）別紙1「食事施設等の占用許可基準等について」中2(1)、5及び7(3)の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること。
- (3) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

### 2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の都市再生整備計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

### 3 占用主体

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

### 第三 道路法施行令第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

#### 1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第11条の9第1項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占用特例の対象とすることとしたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、都市におけるにぎわいの創出や観光の振興の観点からも設置の要望が強いためである。

このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「道路法施行令の一部改正について」（平成18年11月15日付け国道利第31号国土交通省道路局長通知）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」1及び2の規定については適用しない。

- (1) 都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者にのみサービスを提供するものではないこと。

#### 2 占用の場所、構造、占用許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

#### 3 占用主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

## 特定都市道路の上空に設ける施設等の占用許可基準等について

### 1 概要

特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市再生特別地区に関する都市計画に、都市計画施設である道路の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用できる区域（重複利用区域）を定め、かつ、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めることにより、重複利用区域内の道路（特定都市道路）については道路内建築制限に係る規制が適用しないものとされた。

これを受けて道路法施行令の改正を行い、特定都市道路の上空に施設等の占用を認めることとした。

### 2 都市再生特別措置法に基づく手続

特定都市道路の上空に施設等の設置をするため必要な手続については、次のとおりとする。

#### (1) 特定都市再生緊急整備地域の指定（都市再生特措法第4条第1項第3号）

国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行われると見込まれる地域について、都市再生特措法第3条で規定する都市再生本部が特定都市再生緊急整備地域として指定する政令を立案し、閣議決定を経て公布、施行されることにより指定されるものである。

#### (2) 都市計画への都市再生特別地区の設定（都市再生特措法第36条の2第2項）

道路管理者は、都市再生特別地区に関する都市計画を定める都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域においては指定都市）から、重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって、空間又は地下について上下の範囲を定めようとする旨の協議があった際には、次に掲げる事項を検討し、回答すること。

ア 建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下についての上下の範囲は、道路構造令第12条に定める建築限界に、必要に応じて当該道路の維持管理等のために必要となる空間等を考慮したものとし、道路交通又は空間の安全確保に努めること。

イ 市街地における道路空間は、単に通行の場等というにとどまらず、日照、採光、通風等の確保、非常時の避難路、消防活動の場等として重要な機能を有していることから、周辺地域の市街地環境に与える影響を十分に勘案し、良好な市街地環境の確保に努めること。

ウ 都市再生特別地区に関する都市計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には、当該計画を策定した都道府県又は指定都市が主体的に対応すること。また、その場合には、道路法第72条第3項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求める場合があることを、都道府県又は政令都市との間で確認しておくこと。

#### (3) 道路内の建築制限の特例等（都市再生特措法第36条の3第1項及び第2項）

特定都市道路については、建築基準法第43条第1項第2号に掲げる道路とみなして、

建築物の敷地が2メートル以上接しなければならぬ道路としないこととされた。また、その上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、特措法施行令第7条で定める基準に適合するものであって、建築基準法第2条第1項第35号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、建築基準法第44条第1項第3号に該当する建築物とみなされることとされた。この認可がなされない以上、道路の上空に建築物は建設できないこととなるので、占用許可に当たっては、当該認可を受けている、又は受けられる蓋然性が高いことを確認すること。

### 3 占用の場所

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路が交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- (2) 災害時における緊急輸送を確保するため必要な道路（以下、「緊急輸送道路」という。）以外の道路であること。ただし、道路上へのコンクリート片等の落下を防止するための占用主体による特段の措置その他の緊急輸送道路の機能を確保するため必要な措置が講ぜられる場合であって、緊急輸送道路の指定をした者が当該道路の上空に施設等を設けることについて同意した場合はこの限りではない。
- (3) 施設等の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電車線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。

### 4 占用施設の構造等

特定都市道路の上空に設ける施設等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 落下、倒壊、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。特に次に掲げる事項に該当する施設の占用は許可しないこと。
  - ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）
  - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
- (2) 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、都道府県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- (3) 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- (4) 必要に応じ雨どい及び多雪地にあっては雪止めの設備を備えるものであること。
- (5) 施設等の側面又は屋上から、人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- (6) 施設等の外壁のうち、道路に面した部分に恒久的であると臨時的であるとを問わず、

広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。

## 5 占用主体

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用主体については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、施設等の修繕その他の維持管理能力を具備していると認められる者であること。なお、自らは維持管理能力を持たない者であっても、第三者に施設等の維持管理業務を委託し、それを適切に監督する能力を有している等、施設等の維持管理を適切に行うことが可能であると判断できる場合は、維持管理能力を具備している者と認めることとする。
- (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に施設等の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることのできないものとする。

## 6 占用の期間

特定都市道路の上空に設ける施設等の占用の期間については、5年以内の範囲で、占用の目的、施設等の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

なお、占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。占用許可の更新を認めない特別の事由とは、建築物が老朽化して道路にコンクリート片が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合や、都市計画が変更されたことにより当該施設が計画に適合しなくなった場合等とする。

## 7 その他

- (1) 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められる用途の施設又はこれらの用途に用いられることが想定される構造の施設等の占用は許可しないこと。
- (2) 施設等の建築に際しては、道路交通の支障にならないように指導すること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

## 8 占用許可条件

占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- (2) 施設等の全部又は一部を第三者に賃貸しようとする場合は、事前に道路管理者へ報告をすること。
- (3) 施設等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。
- (4) 建築基準法に定める構造耐力等の基準が変更された場合、当該基準を満たすため必要な耐震補強工事等の実施をすること。
- (5) 都市再生特別地区に関する都市計画が変更されたことにより、施設等が当該計画に

適合しなくなった場合、占用許可の更新は行わないこと。

## 9 留意事項

施設が道路の上空と高架下又は地下（高架下及び地下の場合も含む。）に及ぶ場合の各々の取扱いについては、道路の上空部分については本通達、高架下については「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について（平成21年1月26日国道利第17号又は第18号）」、地下については「道路の管理に関する取扱いについて（昭和32年5月29日建設省道発第147号の2）」によることとする。なお、この場合の占用料の徴収については、道路の上空に設ける施設等の占用料のみを徴収する。